

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成27年11月11日

**【会社名】** 株式会社京都ホテル

**【英訳名】** THE KYOTO HOTEL, LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 福永 法弘

**【本店の所在の場所】** 京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

**【電話番号】** 京都075(211)5111(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役経理部長 西川 治彦

**【最寄りの連絡場所】** 京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

**【電話番号】** 京都075(211)5111(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役経理部長 西川 治彦

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当 599,849,600円

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	702,400株	完全議決権株式であり、株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 平成27年11月11日に開催された取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式			
その他の者に対する割当	702,400株	599,849,600	299,924,800
一般募集			
計(総発行株式)	702,400株	599,849,600	299,924,800

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、299,924,800円です。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
854	427	100株	平成27年11月27日		平成27年11月27日

(注) 1 全株式を第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4 払込期日までに割当先との間で総数引受契約を締結されない場合、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社京都ホテル 経理部	京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町 537番地の4

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社池田泉州銀行 京都支店	京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
599,849,600	18,000,000	581,849,600

- (注) 1 発行諸費用の概算額とは本第三者割当に係る諸費用の概算額であります。  
2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
3 発行諸費用の概算額の内訳はアドバイザー費用、弁護士費用、書類作成諸費用、登録免許税、上場関係諸費用等の合計金額となっております。

#### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額581,849,600円は、客室改装等の設備投資に充当する予定であります。  
具体的な資金使途は以下の通りです。なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
からすま京都ホテルの客室改装費用 (5～7階および10～12階の合計159室)	300百万円	平成28年4月～平成29年4月
京都ホテルオークラの宴会場改装費用	140百万円	平成29年3月
京都ホテルのコンピューターシステム更新費用 (宿泊、宴会、レストラン、顧客、財務会計等の基幹システム)	160百万円	平成28年10月

#### からすま京都ホテルの客室改装費用

からすま京都ホテルは、昭和58年11月に開業して以来32年が経過し、施設面の経年劣化が認められます。中長期的に宿泊需要が安定的に推移する見通しがある一方で、近年は周辺地域において新規ホテルの開業が増加しており、施設競争力を維持していくためには、客室の早急な改装が不可欠と判断いたしました。具体的には、5～7階および10～12階の合計159室について、絨毯・壁紙の張替え、ベッドなどの家具類の更新、バスルームの改装を予定し、工事期間は、宿泊の閑散期である平成28年1～3月および平成29年1～3月を計画しております。改装後は、客室稼働率および客室単価の上昇を通じた宿泊部門の売上増加が見込まれます。

#### 京都ホテルオークラの宴会場改装費用

京都ホテルオークラの宴会場は、婚礼・一般宴会等で多くのお客様にご利用いただいておりますが、当ホテルが平成6年に建物を建て替えて以来、大規模な改装を行っておらず、経年劣化が認められます。京都においては、官民が連携して大型コンベンションの招致を強化しており今後も学会や国際会議などの大型宴席の需要が見込まれることから、宴会場の改装が不可欠と判断いたしました。具体的には、絨毯・壁紙の張替えに加えて、照明・音響装置の更新も予定しており、工事完了時期は、平成29年2月を計画しております。改装後は、宴会場の稼働増を通じた宴会部門の売上増加が見込まれます。

#### 京都ホテルのコンピューターシステム更新費用

当ホテルのコンピューターシステムは、平成21年に更新して以来6年が経過し、日進月歩で情報技術が進歩する中で、セキュリティーを含めた各種機能が時代のニーズに合わなくなっております。具体的には、現行の宿泊、宴会、レストラン、顧客、財務会計などの基幹システムを最新のものに更新することを予定しており、更新時期は平成28年9月を計画しております。更新後は、セキュリティーの強化ならびに作業効率の向上が見込まれます。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要

## (a) 株式会社日本政策投資銀行

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社日本政策投資銀行	
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 柳 正憲	
	資本金	1,000,424百万円	
	事業の内容	金融保険業	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第7期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日) 平成27年6月29日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 1 資本金の金額は、平成27年8月10日時点のものになります。

## (b) 株式会社池田泉州銀行

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社池田泉州銀行	
	本店の所在地	大阪市北区茶屋町18番14号	
	代表者の役職及び氏名	取締役頭取 藤田 博久	
	資本金	61,385百万円	
	事業の内容	銀行業等	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第93期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日) 平成27年6月29日 近畿財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	当社は、池田泉州銀行から借入を行っております。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 1 資本金の金額は、平成27年6月12日時点のものになります。

## (2) 割当予定先の選定理由

当社は、1888年創業以来、世界的に有数の観光地である京都を地盤としたホテルとして国内外の多くのお客様をおもてなししてまいりました。

一方で、近年の京都のホテル業界におきましては、ビザ発給要件の緩和など政府の観光立国に向けた各種施策等により国内外の観光客は増加傾向にあり、当社は、中長期的に宿泊需要が安定的に推移するとの見通しの下、お客様の満足度を一層向上させることを通じて、宿泊部門の強化を経営戦略の一つとして掲げております。

このような状況の中、財務の健全性ならびに持続的な成長を長期的に維持しながら、安定的な資金により設備投資等を実施するためには、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が最善の方法であると判断し、第三者割当の方法による新株の発行に向けた具体的な検討を開始いたしました。当社は、京都における観光産業の事業環境及び当社の経営方針等に理解をいただき、かつ中長期的に当社の企業価値向上に向けた支援をいただける候補先として、地域経済活性化の観点から資本性資金等の協調投融資等に対し一定の実績が認められ、観光産業の重要性について理解がある株式会社日本政策投資銀行（以下、「日本政策投資銀行」といいます。）及び当社の主力銀行として継続的にご支援頂いている株式会社池田泉州銀行（以下、「池田泉州銀行」といいます。）を割当予定先として選定し、割当予定先に対して当社の経営方針並びに本第三者割当増資の目的等について説明を行いました。その結果、割当予定先より、当社の企業価値向上に向けた設備投資資金の重要性に対するご理解が得られたことから、この度、日本政策投資銀行及び池田泉州銀行を割当予定先として選定いたしました。

尚、当社は、上記判断にあたり、金融機関からの借入れによる調達も検討いたしましたが、当社の現在の借入金の状況を考慮した場合、直ちに当社の財務の健全性が損なわれる状況にはないものの、今後も継続した設備投資資金等が必要な状況の中で、相当程度について返済を必要としない手段で長期安定的な資金調達を行う必要があると考え、金融機関からの借入れではなく、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことが適当であると判断いたしました。更に迅速かつ確実な資金調達をすることができる第三者割当の方法によることが、当社の財務基盤の長期的な強化に繋がり、また、割当先との関係強化による当社の経営戦略の実現に資することから、当社の企業価値向上にも繋がると判断し、当該方法によることにいたしました。

日本政策投資銀行は、2014年度から2016年度を対象とする第3次中期経営計画における主要な取り組みの1つとして、それぞれの地域の特色に応じた持続性のある地域活性化のために、地域金融機関と資本性資金等の協調投融資等による地域企業の経営基盤の強化等へのサポートを通して、地域を元気にする企業等を総合的に支援する「地域に応じた活性化」を挙げております。

また、観光産業が、地域活性化の方策の一つとして期待される中、日本政策投資銀行は、地域の金融機関が有する知見やネットワークと、同行が有する豊富なファイナンス実績を活かして、観光関連事業者の支援を積極的に行っております。関西地域においては、関西周遊型の観光客の集客と、訪日リピーター獲得に向けた関西のエリアブランド認知向上による魅力発信の重要性について、各種観光レポート等を通じた精力的な提言を行っております。

一方、当社の主力銀行である池田泉州銀行は、主要地盤である大阪ベイエリアを中心に、「地域力」を活かし、地域の活性化を促していくことが責務であるとの認識の下、地域創生への取り組みとして、20府市町の地元自治体との連携協定を締結するなど、「関西No.1のリレーションシップ地域金融グループ」を目指しており、地域と共に成長していく地域との「共存共栄」のビジネスモデルを展開しております。また、地元である関西国際空港に加え、大阪市内の主要ターミナル駅に外貨両替ショップを積極展開するなど、アウトバウンドのみならず、急増しているインバウンドへのアプローチも強化されております。

当社の経営戦略の一つでもある「宿泊部門の強化」を実現するために、2020年オリンピック・パラリンピックの開催は、京都に多くの観光客をお迎えする非常に大きなイベントの一つであります。当社は、積極的な宿泊客の取り込み等を図ることを目的として、日本政策投資銀行の観光全般に係るノウハウの活用と併せて、日本政策投資銀行と地域金融機関である池田泉州銀行との協働を通じた、当社経営戦略の実行に対し、業務斡旋、プロフェッショナル人材の補強への協力、観光関連の調査・研究レポート等を通じた情報提供並びに観光産業への投融資実績に基づく収益力強化に向けたノウハウの提供等のサポートが得られることに加え、両行が標榜している地域経済への活性化にも寄与するものと判断し、日本政策投資銀行及び池田泉州銀行を割当予定先として選定いたしました。

## (3) 割り当てようとする株式の数

株式会社日本政策投資銀行	当社普通株式	585,400株
株式会社池田泉州銀行	当社普通株式	117,000株
合計		702,400株

## (4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先の2社から本第三者割当により取得する株式の保有方針について、現時点においては、短期売買目的で保有するものではなく、割当株式が早期に処分される可能性がないことを口頭にて確認しております。

なお、当社は、割当予定先の2社との間において、本第三者割当の払込期日（平成27年11月27日）から2年以内に当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、および当該報告内容が公衆縦覧に供される旨の確約書を締結することにつき、内諾を受けております。

## (5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の2社が本株式に係る払込金に足りる資金を有していることを両行が平成27年6月29日に提出したそれぞれの有価証券報告書における総資産額、純資産額、自己資本比率、現金預け金の額等により確認しております。

## (6) 割当予定先の実態

## 日本政策投資銀行

当社は、日本政策投資銀行が「内部統制基本方針」を制定し、日本政策投資銀行の役員及び従業員による職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための体制を整備していることを確認しております。また、日本政策投資銀行の株主は財務大臣であります。

これらの理由により、日本政策投資銀行、日本政策投資銀行の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 池田泉州銀行

当社は、池田泉州銀行が「倫理綱領」及び「行動規範」を制定するとともに、「コンプライアンス基本規定」を定め、池田泉州銀行の役員及び従業員による職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための体制を整備していることを確認しております。

また、池田泉州銀行の100%親会社である株式会社池田泉州ホールディングスは、株式会社東京証券取引所市場第一部上場会社であり、反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、反社会的勢力による被害の防止を図ることを宣言しております。

以上の内容について当社は、株式会社池田泉州ホールディングスが株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」などを通じて確認しております。

これらにより、池田泉州銀行、池田泉州銀行の役員及び親会社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価額の算定根拠

今般の資金調達に係る発行価額は、平成27年11月10日(取締役会決議日の前営業日)から遡った1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値を基礎として踏まえ、その6%ディスカウントとなる854円(円未満、切捨て)と決定しました。

上記発行価額は、株式価値を示す客観的な指標である市場価格を基準にしていること、また、算定基礎とした市場価格は、当社の直近の状況が反映されていると考えられることから、かかる発行価額は、当社の企業価値を適正に反映しているものとして合理的であると判断しております。また、ディスカウント率については、当社の直近の財務や業績、本第三者割当により生じる1株当たりの株式価値への影響及び割当予定先の2社との関係強化による中長期的な株主価値向上等を総合的に勘案したうえで、当社と割当予定先の2社との個別の協議・交渉を経て決定いたしました。

参考までに、上記発行価額は、取締役会決議日の直前取引日(平成27年11月10日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(917円)に対して6.87%のディスカウント、直前取引日までの3か月間の終値平均(902円/円未満切捨て)に対して5.32%のディスカウント、6か月間の終値平均(911円/円未満切捨て)に対して6.26%のディスカウントとなっており、かかる観点からも合理性があるものと考えております。

また、当該発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠した価額であり、割当予定先の2社が短期売買目的で保有するものではなく、現時点においては、割当株式が早期に処分される可能性がないこと、当社株式の株価が企業価値を反映していないと判断すべき特段の事情もないことを踏まえ、当社と割当予定先の2社との個別の協議を経て決定したものです。

上記理由により、当該発行価額の算定方法は合理的であり、かつ、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

なお、上記発行価額について、当社監査役3名全員(うち2名は社外監査役)から、上記算定根拠による発行価額の決定は適正かつ妥当であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は合計702,400株(議決権数7,024個)であり、平成27年6月30日現在の発行済株式総数10,389,000株の6.76%(平成27年6月30日時点の総議決権数103,236個に対する割合は議決権ベースで6.80%)に相当し、これにより応分の水準の希薄化が生じることになります。

しかしながら、割当予定先が割当株式を継続的に保有することが予定されており、割当株式が処分されることによる更なる希薄化の可能性は低いこと、また、本第三者割当は、割当予定先の2社との協力関係を盤石にすることを通じて、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上に資するものとして、資金調達の量及び希薄化の規模においても、合理性があるものと考えております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
株式会社ホテルオークラ	東京都港区虎ノ門2-10-4	3,289	31.86	3,289	29.83
株式会社ニチレイ	東京都中央区築地6-19-20	2,008	19.45	2,008	18.21
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1-9-6	0	0.00	585	5.31
中央建物株式会社	東京都中央区銀座2丁目6-12号	516	5.00	516	4.68
京阪電気鉄道株式会社	大阪府枚方市岡東町173-1	364	3.53	364	3.31
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2-1	350	3.39	350	3.17
彌榮自動車株式会社	京都市下京区中堂寺櫛笥町1	350	3.39	350	3.17
株式会社Izutsu Mother	京都市下京区油小路通六条上るト味金仏町181番地	209	2.02	209	1.90
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場2丁目3-3	126	1.22	126	1.14
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18-14	0	0.00	117	1.06
住信株式会社	東京都台東区根岸2丁目11-9	112	1.08	112	1.02
麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野4丁目10-2	110	1.07	110	1.00
計	-	7,435	72.02	8,137	73.80

- (注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権の割合」は、平成27年6月30日現在の株主名簿の株式数を基準として記載しております。
- 2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本第三者割当増資により割り当てられる株式数を加えた株式数によって算出しております。
- 3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

### 第三部 【追完情報】

#### 1 重要な影響を及ぼす事象

該当ありません。

#### 2 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第96期）及び四半期報告書（第97期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年11月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

##### 設備計画の変更

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」については、本有価証券届出書提出日（平成27年11月11日）現在、次のとおりとなっております。

##### (1) 新設等

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完成予定		完成後の 増加能力等
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完成	
からすま 京都ホテル	京都市 下京区	客室改装	300,000	0	普通株式 発行	平成28年 1月	平成29年 3月	客室稼働率および客室単価の上昇
京都ホテル オークラ	京都市 中京区	宴会場改装	140,000	0	普通株式 発行	平成29年 2月	平成29年 3月	宴会場稼働の上昇
京都ホテル グループ本社	京都市 中京区	コンピューターシステム更新	160,000	0	普通株式 発行	平成27年 10月	平成28年 9月	セキュリティの強化ならびに作業効率の向上

#### 3 臨時報告書の提出について

組込情報である有価証券報告書（第96期）の提出日（平成27年3月31日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成27年3月31日提出の臨時報告書）

##### 1 提出理由

当社は、平成27年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年3月27日

##### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額 30,982,830円

ロ 効力発生日

平成27年3月30日

##### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、福永法弘、成瀬正治、神谷政雄、杉田 洋、奥田昭人、西川治彦、千 玄室、清原當博、及び高麗積克を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案	7,542	0	0	(注)1	可決 86.6
第2号議案					
福永法弘	7,532	10	0	(注)2	可決 86.5
成瀬正治	7,538	4	0		可決 86.5
神谷政雄	7,533	9	0		可決 86.5
杉田 洋	7,539	3	0		可決 86.6
奥田昭人	7,539	3	0		可決 86.6
西川治彦	7,538	4	0		可決 86.5
千 玄室	7,537	5	0		可決 86.5
清原當博	7,533	9	0		可決 86.5
高麗積克	7,539	3	0		可決 86.6

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

#### 4 自己株式の取得状況等

該当ありません。

#### 5 最近の業績の概要

平成27年11月11日開催の当社取締役会において承認された平成27年12月期第3四半期決算短信に記載されている第97期第3四半期累計期間(自平成27年7月1日至平成27年9月30日)に係る四半期財務諸表は以下のとおりであります。

なお、これらは「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成したものではありません。また、この四半期貸借対照表及び四半期損益計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期財務諸表

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成27年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	333,656	346,959
売掛金	555,108	429,323
原材料及び貯蔵品	124,054	76,860
前払費用	77,359	81,926
繰延税金資産	30,841	99,664
その他	20,431	16,513
貸倒引当金	323	520
流動資産合計	1,141,129	1,050,728
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	11,523,931	11,153,714
構築物（純額）	105,767	98,516
機械装置及び運搬具（純額）	52,409	47,000
器具及び備品（純額）	281,639	234,949
土地	5,071,341	5,071,341
リース資産（純額）	160,437	172,843
有形固定資産合計	17,195,527	16,778,366
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	52,269	40,485
リース資産	6,696	25,406
電話加入権	4,429	4,429
商標権	466	429
無形固定資産合計	63,862	70,750
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	70,415	10,000
長期前払費用	15,201	5,681
前払年金費用	-	11,758
差入保証金	71,390	81,216
その他	11,800	12,886
貸倒引当金	-	1,086
投資その他の資産合計	168,807	120,455
固定資産合計	17,428,197	16,969,573
資産合計	18,569,327	18,020,301

(単位:千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成27年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	325,502	178,218
短期借入金	500,000	1,200,000
1年内返済予定の長期借入金	1,055,420	10,900,420
リース債務	30,993	44,390
未払金	633,284	495,807
未払費用	205,117	93,315
未払法人税等	12,695	8,431
前受金	55,552	89,016
預り金	73,369	40,910
前受収益	47,231	58,247
賞与引当金	-	74,700
ポイント引当金	13,250	17,161
その他	35,908	34,444
流動負債合計	2,988,325	13,235,063
固定負債		
長期借入金	12,960,092	2,212,527
リース債務	150,826	173,654
長期未払金	79,217	52,920
退職給付引当金	6,474	-
役員退職慰労引当金	4,690	4,060
長期預り保証金	853,384	852,384
繰延税金負債	4,090	3,426
固定負債合計	14,058,775	3,298,972
負債合計	17,047,100	16,534,035
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	969,000	969,000
資本剰余金		
資本準備金	210,304	210,304
資本剰余金合計	210,304	210,304
利益剰余金		
利益準備金	21,609	24,708
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	336,909	308,582
利益剰余金合計	358,519	333,290
自己株式	26,329	26,329
株主資本合計	1,511,494	1,486,265
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,732	-
評価・換算差額等合計	10,732	-
純資産合計	1,522,226	1,486,265
負債純資産合計	18,569,327	18,020,301

## (2)【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
<b>売上高</b>		
室料売上	2,159,254	2,281,091
料理売上	3,159,567	3,111,591
飲料売上	551,333	567,915
雑貨売上	393,233	388,074
その他売上	1,155,398	1,201,974
売上高合計	7,418,786	7,550,648
<b>売上原価</b>		
料理原料	987,245	967,647
飲料原料	126,415	129,048
雑貨原価	314,958	309,132
その他原価	180,234	190,936
原価合計	1,608,853	1,596,765
売上総利益	5,809,933	5,953,882
販売費及び一般管理費	5,973,570	5,795,759
営業利益又は営業損失( )	163,637	158,122
<b>営業外収益</b>		
受取利息	32	32
受取配当金	618	648
補助金収入	2,930	2,424
受取手数料	3,428	3,476
その他	5,148	6,671
営業外収益合計	12,158	13,253
<b>営業外費用</b>		
支払利息	241,317	233,554
支払手数料	31,800	31,800
雑損失	1,002	2,910
営業外費用合計	274,120	268,264
経常損失( )	425,598	96,887
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	-	35,129
特別利益合計	-	35,129
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	26,633	6,203
特別損失合計	26,633	6,203
税引前四半期純損失( )	452,231	67,961
法人税、住民税及び事業税	4,760	4,765
法人税等調整額	156,604	66,672
法人税等合計	151,844	61,907
四半期純損失( )	300,387	6,054

## 【注記事項】

## (会計方針の変更)

## (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)  
及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付  
適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについ  
て第1四半期会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方  
法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数  
を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引  
率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半  
期累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減してお  
ります。

この結果、当第3四半期累計期間の期首の退職給付引当金が6,474千円減少し、前払年金費用が7,958千円及び利  
益剰余金が11,808千円それぞれ増加しております。なお、当第3四半期累計期間の四半期損益計算書に与える影響  
は軽微であります。

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期  
間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)
減価償却費	561,007千円	567,481千円

## (株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月27日 定時株主総会	普通株式	30,987	3.00	平成25年12月31日	平成26年3月28日	利益剰余金

## 2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	30,982	3.00	平成26年12月31日	平成27年3月30日	利益剰余金

## 2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

当社は、内外顧客の宿泊・料理飲食・宴会等を中心とするホテル経営及びホテル付随業務を事業内容としてお  
ります。経営資源の配分の決定及び業績評価は当社全体で行っていること等から判断して、報告セグメントが単  
一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)

当社は、内外顧客の宿泊・料理飲食・宴会等を中心とするホテル経営及びホテル付随業務を事業内容としております。経営資源の配分の決定及び業績評価は当社全体で行っていること等から判断して、報告セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額( )	29円08銭	0円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失( )	300,387千円	6,054千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る四半期純損失( )	300,387千円	6,054千円
普通株式の期中平均株式数	10,328,909株	10,327,610株

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成27年11月11日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当増資を行うことについて決議しております。その概要は次のとおりであります。

- 1 発行する株式の種類及び数 普通株式 702,400株
- 2 発行価額 1株につき 854円
- 3 発行価額の総額 599,849,600円
- 4 資本組入額 299,924,800円(1株につき 427円)
- 5 払込期日 平成27年11月27日
- 6 募集又は割当の方法 第三者割当による新株式発行  
(割当先) 株式会社日本政策投資銀行 585,400株  
株式会社池田泉州銀行 117,000株
- 7 資金の用途 (1) からすま京都ホテルの客室改装費用  
(2) 京都ホテルオークラの宴会場改装費用  
(3) コンピューターシステム更新費用

発行価額は、平成27年11月10日から遡った1カ月間の東京証券取引所における終値平均値を基礎にその6%ディスカウントとして算定しております。

【その他】

該当事項はありません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第96期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年3月31日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	(第97期第2四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月11日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月19日

株式会社京都ホテル  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	口	弘	志	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長	野	秀	則	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京都ホテルの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第96期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都ホテルの平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社京都ホテルの平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社京都ホテルが平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8 月 7 日

株式会社京都ホテル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 弘志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩淵 貴史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社京都ホテルの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第97期事業年度の第2四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京都ホテルの平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。